

## 不動産鑑定業者の登録(登録換え)

### [手続対象者]

国土交通大臣登録業者で、滋賀県を除きその他の都道府県の事務所を廃止する方滋賀県以外の都道府県知事登録業者で、その都道府県の事務所を廃止して、滋賀県に事務所を設ける方

### [根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第 26 条

### [提出時期]

【国土交通大臣登録業者】滋賀県を除きその他の都道府県の事務所を廃止するとき【滋賀県以外の都道府県知事登録業者】当該都道府県の事務所を廃止して、滋賀県に事務所を設けるとき

### [手数料]

12,400 円(滋賀県収入証紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付)

### [提出書類]

- ①登録申請書(登録換え)
  - ②不動産鑑定業経歴書
  - ③事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面
  - ④法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面
  - ⑤法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面(専任の不動産鑑定士の辞令等。登録申請者(法人の代表者)が専任の鑑定士である場合は不要)
  - ⑥【登録申請者が個人の場合】登録申請者の住民票記載事項証明書
  - ⑦【登録申請者が法人の場合】定款または寄附行為
  - ⑧【登録申請者が法人の場合】登記事項証明書(現在事項全部証明書)
  - ⑨登録申請者(法人の場合はその役員)の略歴書
  - ⑩事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書
- ※下線の書類は、所定の様式によるものです。

### [提出部数]

1 部

### [提出先]

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係  
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
TEL 077-528-3417